

(平成25年10月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から50年3月まで  
② 平成元年6月から同年9月まで  
③ 平成2年2月及び同年3月

私は、申立期間①当時、A市に居住しており、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、役所から国民年金保険料を納付しなくてはならないという内容の文書及び納付書が送られてきたので、毎月、金融機関で納付し、途中からは口座振替で保険料を納付していたと思う。平成2年頃にB市へ転居してから、1回だけ保険料を遡って納付した覚えがあり、それが申立期間②及び③の保険料であったと思う。成人式以降、ずっと保険料を納付していたので、申立期間①から③までの保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、台帳管理簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況（オンライン記録）によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和51年1月から同年3月頃までにA市で行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した42年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、加入手続が行われた後の期間となる申立期間③の保険料を納付することが可能であった。

また、戸籍の附票によると、申立人は、平成3年8月にB市に転入していることが確認できる。申立人は、同市に転入後、1回だけ国民年金保険料を遡って納付した覚えがあるとしているところ、オンライン記録によると、申立人に対し同年11月11日に過年度納付書が作成、送付されたことが確認で

き、当該納付書の納付対象期間であったと考えられる元年10月の保険料は、3年11月19日に過年度保険料として納付されている。このため、この過年度納付書が作成、送付された時点において申立期間③についても納付対象期間であったものとみられることから、当該期間を含めた納付書であった可能性が考えられ、2か月と短期間である当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料は、役所から送付された納付書により、毎月、金融機関で納付し、途中からは口座振替で保険料を納付していたとしているが、A市では、原則として昭和47年3月以前の期間については、国民年金印紙を購入し国民年金手帳に貼付する印紙検認方式が行われ、納付書による現金領収方式は同年4月からであったとしていることから、申立人の保険料納付方法についての記憶が明確ではない。

また、前述の国民年金加入手続時期（昭和51年1月から同年3月頃まで）を基準とすると、申立人は、申立期間①当時において国民年金に未加入であったことから、国民年金保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和51年1月から同年3月頃まで）を基準とすると、申立期間①のうち、42年11月から48年9月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、申立人が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間①のうち、同年10月から50年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人はA市に居住していた頃は、遑って保険料を納付したことは無いとしていることから、当該期間の保険料を納付していたとは推認することができない。

- 3 申立期間②については、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、当時、口座振替により国民年金保険料を納付していたものとみられるが、複数回にわたり、記録漏れ、記録誤りが生ずる可能性は低いことから、何らかの理由で口座振替ができなかったものと考えられる。このような場合、当時、同市では、再度、口座振替をすることはなく、納付書を送付していたとしているが、申立人は同市から納付書が送付された覚えは無いとしており、当該期間の納付状況が不明であることから、申立人が当該期間の保険料を現年度保険料として納付していたとは推認することができない。

また、申立期間②当時、社会保険事務所（当時）において、未納となっている国民年金保険料があった場合、2年の時効が成立する前に過年度納付書を送付していたが、申立人によれば、当時、平成3年8月にB市で転入手続を行うまで、住民票の異動及び郵便局に転送届けをすることなく、A市外に居住していたとしており、社会保険事務所が送付した納付書が申立人に届く

ことは無かったものと考えられる上、申立人は、遡って保険料を納付したとしているが、遡って納付したのは1回だけとしており、上述のオンライン記録による納付書作成及び過年度保険料の納付実績(同年11月)の時点では、申立期間②の保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することができない。

- 4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日  
申立期間において賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給・控除集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（52万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日  
申立期間において賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び賞与支給・控除集計表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（45万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8073

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

申立期間は、A社からB社に異動した時期であり、継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の担当取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時にA社からB社に異動している複数の同僚が、「月初めからB社で勤務したと思う。」と証言していることから、昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和49年5月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、これを確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3636

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

夫が会社を辞めた後しばらくして、私たち夫婦の国民年金保険料を納付するようにとの紙がA町役場（現在は、B市役所）から送られてきた。遡って納付する金額が夫婦二人分であったこともあり、とても大金であったため、同町役場に相談に行ったところ、何回かに分けて納付してもよいと言われた。このため、納付期限までに、私が夫婦二人分の保険料を何回かに分けて一緒に遡って納付していたが、申立期間のうち、夫の保険料については納付済みと記録されている期間があるのに私の保険料は納付済みと記録されていない。領収書は夫が全部燃やしてしまっていて保存していないが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月頃に払い出されており、夫の国民年金加入手続は、この頃に行われ、46年1月（平成12年4月付けで昭和46年2月に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ、47年1月から48年3月までの保険料は、50年6月付けで第2回特例納付制度（実施期間は、昭和49年1月から50年12月まで）を利用し、特例納付保険料として納付され、昭和48年度及び49年度の保険料は、それぞれ50年10月及び同年12月付けで過年度保険料として納付されている。これに対して、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年6月又は同年7月頃に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われ、夫が国民年金被保険者資格を取得していた46年

1月まで遡って申立人の国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このように、申立人及びその夫の加入手続時期は異なっており、申立人は、夫の保険料が遡って納付されていた時点においては国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は、夫の第2回特例納付制度に係る特例納付保険料及び過年度保険料と一緒に納付することはできず、申立人の加入手続が行われた時期においても、申立期間の保険料は、既に2年の時効が成立しているため、制度上、過年度保険料としては納付することができなかつたものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和51年度及び52年度の国民年金保険料は、それぞれ昭和53年7月及び同年8月に分割して過年度保険料として納付されていることが確認できるところ、これは前述の申立人に係る加入手続時期（昭和53年6月又は同年7月頃）とも符合している。

さらに、上述の申立人に係る申立期間後の過年度保険料の納付時期（昭和53年7月及び同年8月）においては、第3回特例納付制度（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）が実施されており、特例納付保険料として申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったものの、申立人は、i) 遡って納付する金額が高額であったため分割して納付する旨の相談を役場ですた覚えがあるとしているが、その合計金額までは覚えていないとしていること、ii) 当時は夫婦二人分の保険料と一緒に遡って納付していたとしているところ、夫については、第3回特例納付制度を利用して保険料を納付した形跡は見当たらないことを考え合わせると、申立人が第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人が居住しているB市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（静岡）国民年金 事案 3637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

母親から、私が20歳になり、A市役所から国民年金保険料を納めるよう案内があったので、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと聞いている。母親に確認したところ、当時の書類は今となっては見当たらないとしているが、母親は夫婦二人分の国民年金保険料もきちんと納付しており、私の保険料を納付しなかったということはありません。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になり、A市役所から国民年金保険料を納めるよう案内があったので、母親が申立人の国民年金加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとしているものの、戸籍の附票によると、申立人は、昭和56年4月10日から58年3月30日までB市に住所があったことが確認でき、制度上、国民年金加入手続きは住所地の市区町村で行うこととされていることから、申立期間に係る保険料の納付案内がA市役所から送付されたとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年11月頃に払い出されたものとみられ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続きは同年11月に初めて行われ、この加入手続きの際に、資格取得日を20歳到達時（昭和57年\*月）に遡って強制加入被保険者とする事務処理のほか、併せて共済組合加入による資格喪失（58年4月）及び国民年金第3号被保険者の資格取得（63年4月）の事務処理も行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時

は国民年金に未加入であり、母親は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、前述の国民年金加入手続時期（平成8年11月）において、申立期間の保険料は既に2年の時効が成立しており、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、母親は夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付しており、私の保険料を納付しなかったということはある得ないとしているが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、父親は昭和35年10月（国民年金制度創設時）に、母親は37年\*月（20歳到達時）及び50年8月（厚生年金保険被保険者資格喪失時）に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間当時、国民年金に未加入であった申立人と当時既に国民年金被保険者資格を取得していた申立人の両親とでは状況が異なることから、母親が夫婦二人分の保険料を納付していることをもって、申立人の保険料についても納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月 18 日まで  
A事業所は、昭和 40 年 3 月にB市内で移転したと思うが、移転前の期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時、歯医者に通っていたが、自費で診療代を払った記憶は無く、健康保険に加入していたはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A事業所は昭和40年3月18日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、上記事業主は、「A事業所の社会保険関係の事務は、私が行っていた。厚生年金保険に加入する前に、給与から保険料を控除したことは無く、おそらく、従業員が個人で国民年金や国民健康保険に加入していたのではないか。」と証言しているところ、オンライン記録により、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上記同僚が、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、歯医者に通っていたが、自費で診療代を払った記憶は無く、健康保険に加入していたはずである。」と主張しているが、申立人が通院していたとする歯科医院は、既に閉院しているため、申立人の当該期間における健康保険被保険者証の使用について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8075（愛知厚生年金事案 1435 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 1 日から 26 年 5 月 29 日まで  
前回の申立てについて、平成21年7月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。  
しかし、A事業所（B社の屋号）の事業主は厚生年金保険にはちゃんと加入していたはずである。再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社は、申立期間より後の昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できること、ii) 同社は、「厚生年金保険には、役所からの働きかけにより途中から加入するようになった。当時の人事記録等の書類は残っていない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「事業主は厚生年金保険にはちゃんと加入していたはずである。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、前回通知のとおり、B社は、「申立期間は適用事業所としての届出はしていない。」と回答している上、厚生年金保険適用事業所名簿により確認できる昭和32年1月1日付けの同社の新規適用事業所の手続に係る社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点はうかがえない。

このほかに、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8076（愛知厚生年金事案 1840、4222、5307、6836 及び 7229 の再申立て）

## 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第 2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月から 12 年 6 月 21 日まで

これまでの 5 回の申立てについて、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料は無いものの、これまでの審議結果に納得できない。また、前回の申立ての審議が 3 人の委員で行われていたことに不信感がある。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る当初の申立てについては、事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社から提出された平成 4 年 1 月から 9 年 3 月までの期間に係る賃金台帳（支給控除一覧表）により、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できること、ii) 事業主が「申立人に係る厚生年金保険の資格取得手続は行わず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と証言していること、iii) 申立人が申立期間を含む昭和 62 年 6 月 21 日以降、現在に至るまで国民健康保険の被保険者であること等から、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 10 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人から新たな資料として国民健康保険料未納保険料残額明細書が提出されたものの、当該明細書は、申立人に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証拠資料ではないことから、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、

平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間に係る 3 回目の申立てについては、申立人が「A社が、自分を厚生年金保険に加入させなかったことに納得できない。」と主張するものの、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 23 年 2 月 23 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る 4 回目の申立てについては、申立人が「法律上、厚生年金保険に入れるべき者を入れていない会社が悪い。法律を犯しているのに何の措置もないのか。」と主張するものの、当該主張については、年金記録確認愛知地方第三者委員会で判断すべき内容ではない上、ほかに申立ての理由は無く、当該主張のみでは、同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 申立期間に係る 5 回目の申立てについては、過去 4 回の申立てと同様に、「申立期間に係る厚生年金保険の記録を回復してほしい。法律を犯した（厚生年金保険の加入手続をしなかった）会社に対して制裁を科してほしい。」と主張するものの、当該主張については、年金記録訂正の対象となるものではなく、年金記録確認愛知地方第三者委員会における調査・審議の対象ではない上、ほかに申立ての理由は無く、当該主張のみでは、同委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 6 これに対し、今回、申立人は、「新たな資料は無いものの、これまでの審議結果に納得できない。また、前回の申立ての審議が 3 人の委員で行われていたことに不信感がある。」と主張し、申立期間について、6 回目の申立てを行っている。

しかし、これまでの審議結果に納得できない旨の主張については、これまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、前回の申立ての審議が 3 人の委員で行われていたことに不信感がある旨の主張については、年金記録確認第三者委員会令（平成 19 年 6 月 22 日政令第 186 号）第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、委員 3 人で審議することに問題は無く、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8077（滋賀厚生年金事案 1051、1211 及び 1238 の再  
申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から同年9月1日まで

昭和19年4月にA社が経営するB校（現在は、C校）D科に入学し、実習という名目でA社E工場に25年3月（新制C校卒業）まで勤務した。

私のA社での年金記録は、資格取得が昭和22年9月1日となっているが、同じ雇用条件であった同級生が年金記録確認を申し立て、資格取得日が同年3月1日に記録訂正となったにもかかわらず、これまで3回の申立てをしたが、私の記録は訂正されないことに納得できない。

新たな資料や事情は無いが、再審議の上、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時にB校D科に在籍し、A社E工場で勤務していたことは推認できるが、i) 事業主に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について照会したところ、申立人に係る当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿や厚生年金保険被保険者台帳索引票等の当時の複数の資料には、申立人の同社E工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日が、昭和22年9月1日と記載されているとともに、当該資料について遡って訂正されているなどの不自然な点は見られないこと、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、同社E工場に係る記号番号の払出しが確認できる同年1月17日から、申立人のオンライン記録の資格取得日（同年9月1日）までの厚生年金保険被保険者台帳索引票を調査しても、申立人の氏名は見当たらないこと等から、既に年金記録確認滋賀地方

第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年6月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、「前回の申立てに対する年金記録確認滋賀地方第三者委員会の判断は、既に同委員会が年金記録の訂正が必要と判断（平成21年9月16日付けで通知）した同級生とのA社E工場への入社時期及び雇用条件の同一性は認めながら、私の厚生年金保険の資格取得日は同一と認めないとするものであり、納得がいかない。」等として、2回目の申立てを行っている。

これに対し、年金記録確認滋賀地方第三者委員会は、年金記録訂正の要否の判断は、個別の申立てごとに行うものであり、申立人の同級生が同委員会においてあっせんされたことのみを理由に判断するものではないため、再度、前回の調査結果の確認及び申立人から提出のあった資料の検証等を行ったものの、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらなかったことから、申立人の主張は同委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づく平成24年6月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、従来の主張のほか、新たな事情として、「同級生であった別の友人の厚生年金保険被保険者記録には、A社における加入期間が無く、卒業後、昭和27年に就職した別会社における記録が最初となっているのはなぜか。」として、3回目の申立てを行っている。しかし、当該友人については、A社において、申立人と同日の資格取得日である昭和22年9月1日から26年3月12日までの加入記録が確認でき、その後、別会社における加入記録が確認できる上、当該友人から申立人の主張を裏付ける証言や情報を得られなかったことから、申立人の主張は年金記録確認滋賀地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき事情とは認められず、既に同委員会の決定に基づく平成24年12月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料や事実は無いが、年金記録確認滋賀地方第三者委員会の決定に基づきあっせんされた私と同じ学校の同級生であった友人と同様に、私の年金記録も訂正してほしい。」と主張し、4回目の申立てを行っているが、当該主張のみでは、年金記録確認滋賀地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認滋賀地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8078

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 4 日から 57 年 1 月 4 日まで  
② 昭和 57 年 8 月 30 日から 58 年 5 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 9 月 11 日から同年 11 月 5 日頃まで

私は、A社（現在は、B社）へ正社員として入社したのが昭和 56 年 6 月であった事ははっきり記憶しており、かつ 58 年 11 月に退職するまで継続して勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、その勤務期間を特定できる証言が得られなかったこと、及びB社は、当時の資料は現存せず、当時の社長は死去している上、当時の事務担当者は退職し、連絡を取ることが不可能で、確認は取れないと回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

また、複数の同僚が、「当時、最初はアルバイトで、数か月してから正式採用されていた。」と証言していることから、申立期間当時、A社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA社における1度目の記録が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、昭和57年1月4日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年8月30日に同資格を喪失し、同年9月1日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる上、2度目の記録が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人は、新たな健康保険の整理番号で58年5月1日に同資格を再度取得した後、同年9月11日に同資格を喪失し、同年

9月13日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8079

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月17日から36年9月26日まで

私は、申立期間にA社（現在は、B社）から月額1万2,750円の賃金を得ており、申立期間当時は当然、厚生年金保険料を源泉徴収されていたはずであるが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書及びA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、i) 申立人が名前を挙げた同時期にA社に入社したとする同僚は、申立期間に同社において失業保険被保険者記録を確認できるが、申立期間後に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していること、ii) 上記の複数の同僚は、「入社日から期間を空けて、同社において厚生年金保険被保険資格を取得している。」と証言している上、そのうち一人は昭和36年4月1日に同社に入社したとしているが、申立期間後の39年7月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、B社は、「申立人に係る資料については、提出した失業保険の資料しか残存せず、当時の経理担当者もいないため、A社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年

金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8080

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 10 日から 51 年 5 月 1 日まで  
申立期間は、A社（現在は、B社）の取締役として勤務し、毎月報酬も受け取っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が申立期間にA社の取締役であったことが確認できるところ、B社は、「申立人は昭和43年9月1日から51年4月30日までA社に継続して勤務していた。」と回答していること、及び複数の同僚の証言から申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人のA社に係る資格喪失日の前後において、厚生年金保険被保険者であった34人の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立人の父、母、兄2人（取締役）、兄の妻及び姉を含む同僚22人についても申立人と同時期に資格喪失していることが確認できることから、申立期間当時、同社の事業主は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このことについて、A社の事業主は、「資格喪失している理由、事情は分からないが、その頃工場の場所を移した。工場は移したが、従業員の厚生年金保険の資格は続いていたという認識だったものの、保険料を控除していたことが確認できる資料は残っていない。」と証言しており、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、前述の同僚22人のうち、連絡先の判明する複数の同僚は、「資格喪失日以降もA社において勤務していた。」「A社において継続して勤務していたが、途中、社会保険に加入していない時期があった。」と証言しており、A社

で再取得している10人のうち、6人については、オンライン記録により、同社の被保険者資格を喪失後、同社で同資格を再取得するまでの期間に、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社は、「届出及び保険料控除については、当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8081

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から同年12月1日まで

昭和28年4月から30年3月までA社B支店に継続勤務していたことは間違いなく、申立期間中の29年9月\*日、退社時に台風で帰宅できずに、同社B支店に連絡し対応してもらったことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間である昭和29年9月\*日に台風のため、同僚と一緒に早退したが、帰路に電車が止まり、支店長に連絡して取引先の社員宅に避難した。」と述べているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は昭和29年7月1日に資格喪失しており、当該支店長も同年1月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿に記録のある複数の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、同社B支店の元事業主は所在不明で連絡が取れず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 42 年 6 月 11 日まで  
年金記録によると、A社退職後の昭和 42 年 12 月 28 日に脱退手当金を受給した記録となっているが、私は脱退手当金の手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び当該請求書を再提出する旨が記載された書類には、申立人の押印が確認できる上、申立期間に係るA社作成の退職所得の源泉徴収票（本人交付用）が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、年金機構から脱退手当金についてははがきをもらったが、記憶をたどっても脱退手当金を受給した記憶は無い。A社の退職理由は結婚ではなく、実家の手伝いをするため、また仕事をするつもりであったので、脱退手当金を受給する理由が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年10月1日前後2年以内に資格喪失した者16人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚は「脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれた。」と証言しており、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月23日から34年11月11日まで

A事業所を退職した後の昭和35年2月25日に脱退手当金が支給された記録となっているが、手続をしておらず、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年11月11日の前後2年以内に資格を喪失し、受給要件を満たした11人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、当該11人全員に支給記録が確認でき、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和35年2月25日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。